

第1回 新潟地方最低賃金専門部会

日 時：平成28年7月27日（水）

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館2階会議室

（事務局）

ただいまから平成28年度第1回新潟地方最低賃金専門部会を開会いたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事の進行を務めさせていただきます。

私は、賃金室長補佐の井上です。よろしくお願いします。

新潟県最低賃金専門部会委員ですが、平成28年7月25日付での推薦公示の結果を受けて、資料No.1にあります専門部会委員名簿のとおりとなりました。辞令につきましては、先程テーブルの上に置かせていただきましたので、よろしくお願いします。

まず、定足数について報告いたします。本日は、使用者側代表の下村委員が所用により欠席されていますが、最低賃金審議会令第5条第2項により本専門部会は成立しております。

はじめに、城井労働基準部長よりごあいさつを申し上げます。

（労働基準部長）

労働基準部長の城井でございます。

本日、お集まりの皆様方、先程本審から引き続きでございますけれども、この専門部会、審議をいただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

先日、ご承知のとおり、当局長から新潟県最低賃金の改正について諮問させていただいたところです。これを踏まえまして、委員の皆様方におかれましては、この部会におきましてご審議をお願いすることになるわけでございます。本日お集まりの委員におかれましては、それぞれの立場で本年度の新潟県最低賃金の決定についてご審議いただき、最終的には全会一致で結審になることを願ひまして、皆様方、ご審議方よろしくお願い申し上げます。お忙しい中、本当に暑い中ではございますけれども、大変ご苦勞いただくこととなりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）

次に、議事次第1、部会長及び部会長代理の選出をお願いいたします。なお、最低賃金

法第 24 条第 2 項及び同法第 25 条第 4 項により、公益代表委員の中から選出することになっておりますが、いかがいたしましょうか。

(諸橋委員)

私からお願いいたします。部会長につきましては永井委員、部会長代理については二岸委員にお願いしたいと思っております。

(事務局)

ただいま、諸橋委員から、部会長に永井委員、部会長代理に二岸委員を推薦するとのこと発言がありましたが、いかがいたしましょうか。

(佐藤委員)

異議ありません。

(事務局)

異議なしとのこと発言がありましたので、部会長は永井委員、部会長代理は二岸委員にお願いいたします。

それでは、永井部会長、二岸部会長代理からそれぞれ一言ごあいさつをお願いします。
永井部会長、お願いします。

(部会長)

ただいま、部会長に指名されました永井でございます。

今年はかなり暑い夏が予想されると昨年からもいわれておりましたが、そういう方向に今年もなりそうな状況でございます。できれば、今、異議を唱えていただくとありがたかったのですが、それもまいりません。

一方で、第 3 回の本審が 8 月 3 日ということですので、もちろん、ここまでに絶対にまとめなければならないということではなく、合意形成ができない場合にはさらに延長はやむを得ないと思っておりますが、可能ならばここまでにまとめることができればということで、かなり短期決戦となります。それぞれの立場で、なかなか難しい問題だとは思いますが、ぜひとも全体で合意ができるよう、それぞれの立場のうえで無理も願って、可能ならば全会一致という形でまとめていきたいと思っております。ご協力の程、よろしく申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。

次に、二岸部会長代理からお願いいたします。

(部会長代理)

ただいま部会長代理に指名されました、二岸です。よろしくお願いします。

今年もシビアな議論が行われるのではないかと戦々恐々としておりますが、労使双方の意見をしっかり聞きながら、最後には気持ちよく終わられたらと思っております。よろしくをお願いします。

(事務局)

どうもありがとうございました。

以降の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。

(部会長)

それでは、議事に入りたいと思います。議題の(1)は済みましたので、(2)でございます。「新潟県最低賃金専門部会運営規定」について、事務局より説明をお願いいたします。

(室長)

資料No.2、2ページです。「新潟県最低賃金専門部会運営規定」をご覧いただきたいと思います。本規程は平成21年7月23日から施行されているもので、以後、内容に変更はございません。会議の公開についての規定は第5条でございます。会議は原則として公開とする。ただし、「公開することにより、率直な意見の交換が損なわれる等の場合には、部会長のご判断により非公開とできる」と記されております。また、第6条には、会議の議事録を作成することなどが規定されております。議事録や資料は、基本的には公開することとしております。ただし、同条第2項でございますように、「公開することにより率直な意見の交換が損なわれるなどの場合には、部会長のご判断により議事録の全部または一部を非公開とできる」とされております。なお、「議事録」を非公開とする場合には、同条第3項により、「議事要旨」を作成して公開することにしております。

委員の皆様より、特段のご意見がなければ、本年度も本規定に基づき第1回本審で決定されたとおり専門部会を非公開とし、昨年までと同様に議事録要旨を作成し公開する議事

運営をお願いしたいと思っております。

(部会長)

ただいま説明がありました。まずは運営規程そのものについて、何かご質問、ご意見はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、この運営規程に沿って専門部会を運営していきたいと思えます。

その上で、これも今程説明がありましたが、この会議につきましては、先の7月7日に開催されました新潟地方最低賃金審議会において、専門部会の会議はすべて非公開とすることが決定されたところであり、今ほど事務局から説明がありました新潟県最低賃金専門部会運営規定第5条第1項の規程に基づきまして、非公開といたします。議事録及び会議の資料につきましては、同規程第6条第2項の規定に基づき、同じく非公開といたします。そういった形で進めますので、よろしくお願いいたします。

次に、議題の(3)最低賃金に係る審議ですが、最初に、配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。

(室長)

資料説明を行いたいと思えます。

その前に、資料としてお配りしているものはございませんけれども、報道もされているとおり、昨日開催されました中央最低賃金審議会の小委員会において、平成28年度の地域別最低賃金額改定の目安については、報告がありました。内容については、Aランクが25円、Bランクが24円。当局の該当するCランクが22円、それからDランクが21円ということでした。この場で報告させていただきたいと思えます。資料につきましては、また答申がありましたら速やかに皆様に配付したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日お配りしております資料の説明に入りたいと思えます。本日、資料No.1にはございませんが、配付させていただきました最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表でございます。これにつきましては、今回、この表では751円までを1円刻みで引き上げ率と影響率を出しております。なお、プログラムの関係で引き上げ率99円まで出せるということですので、現在作成中ですので、次回、99円まで引き上げた場合の表を作成してお配りしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料No.3から12についてご説明させていただきます。資料No.3、3ページになり

ます。主要統計資料でございます。この資料は、6月14日に開催されました中央最低賃金審議会の第1回の「目安小委員会」で配付されたものです。4ページから6ページが資料標題となっております。4ページ、Iとして「全国統計資料編」が資料全体のページで、7ページから35ページまで、5ページのIIとして「都道府県統計資料編」が36ページから43ページまで、6ページにIIIとして「業務統計資料編」が44ページから52ページまでとなっております。参考にしていただければと思います。

資料No.4、53ページからは「第2回目目安に関する小委員会」配付資料です。この資料は、7月14日に開催された中央最低賃金審議会の第2回目の小委員会で配付されたものです。1枚めくっていただいて、54ページが「平成28年賃金改定状況調査結果」になりますが、本年6月1日現在における小規模事業所における賃金改定状況について調査したもので、都道府県庁所在都市と人口5万人未満の地方小都市に所在する常用労働者数30人未満の企業を対象に調査したものです。この中には、当局で実施した新潟県のデータも盛り込まれています。新潟市のほか、本年は魚沼市、阿賀野市に所在する企業、96事業所について実施した調査のデータが盛り込まれております。

58ページをご覧ください。第4表①、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率でございます。縦の表示は、一番上が男女計、その内訳の男、女別、ランク別となっております、横の表示は調査対象産業別となっております。

新潟はCランクに入っておりますので、左端の男女計の産業計Cランクを見ますと、1時間当たりの賃金額は平成27年6月が1,317円、平成28年6月は1,329円で、本年の賃金上昇率は0.9パーセントになっております。ちなみに、平成27年の賃金上昇率は1.0パーセントでした。右を見ていきますと、調査産業ごとの1時間当たりの賃金額、賃金上昇率、本年はCランクでは男女計、女性についてはすべてでプラスの上昇率になっておりますが、男性につきましては「宿泊業、飲食サービス業」がマイナス1.1となっております。

次の59ページにつきましては、同じく賃金上昇率ですが、一般とパートタイム労働者を分けて表にしたものでございます。上は一般労働者及びパートタイム労働者の計で、Cランクの賃金上昇率は0.9ですが、一般だけを見ますとCランクは0.8、パートのCランクは0.9となっております。

次に、67ページからの「生活保護と最低賃金」をご覧ください。生活保護と最低賃金を比較したものです。67ページは生活保護のデータ、最低賃金のデータとも平成26年度のもので、68ページは生活保護のデータは平成26年度のもの、最低賃金は平成27年度のものとなっております。なお、新潟は最低賃金額が生活保護費を上回っており、新潟県における生活保護と最低賃金を比較した結果を資料No.10、167ページにつけてあります。

資料No.10 をご覧ください。これは生活保護、最低賃金のデータとも平成 26 年度のデータに基づいて計算したものとなり、168 ページの最後の計算式のとおり、月額 5,639 円生活保護水準を上回っている数値となっております。

戻りまして 70 ページは、「地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移（ランク別）」をご覧ください。これは未満率と影響率についてランク別にその推移をまとめたものです。新潟県が属している C ランクの平成 27 年度の未満率は 2.2 パーセント、影響率は 6.9 パーセントとなっております。71 ページの「賃金分布に関する資料」をご覧ください。これは、「時間当たり賃金」が都道府県別にどのような分布になっているかを、ランク毎に「一般労働者」、短時間労働者計」と「一般労働者」、「短時間労働者」の 3 区分で示しております。新潟県の方は各々 79 ページ、93 ページ、それから 107 ページにございます。詳細については後程ご覧いただきたいと思ひます。

続きまして、128 ページ、資料No.5 に「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」を全国と新潟を比較した数字を示す資料を付けさせていただきました。新潟の平成 28 年の違反件数は 38 件、違反率は 8.1 パーセントでした。これは前年に比べて違反件数で 14 件増加していますが、監督の総件数も増加していますので、違反率は同率、8.1 パーセントで推移しております。監督件数が増加したものにつきましては、これまで、監督官の不足等によって減少してきたのですが、回復してきたこと、平成 24 年度は 400 件台になりましたので、その段階によりやく戻ってきているというように考えていただければと思ひます。

続きまして、資料No.6、129 ページ、「全国中小企業動向調査結果」につきましては、日本政策金融公庫総合研究所がまとめているものです。1 枚目にプレスリリース用のものがありますが、「小企業の景況は持ち直しの動きに足踏みが見られる」、「中小企業の景況は、弱い動きは見られるものの、穏やかに回復している」とあります。

続きまして、資料No.7、155 ページです。同じく日本政策金融公庫総合研究所がまとめている中小企業景況調査 2016 年 6 月調査の要約版でございます。こちらは 3 大都市圏の当該公庫取引先 900 社を対象としたものです。これによりますと、「概況」にありますように、中小企業の売り上げ D I は、4 か月連続でマイナス、売り上げ見通し D I は 5 か月連続でマイナスとなっております。

続いて、資料No.8、159 ページです。「一般労働者・短時間労働者の 1 時間当たりの賃金の推移」で、全国と新潟について、平成 5 年から平成 27 年までの推移を示しております。

続いて、資料No.9、160 ページ、「新潟県の経済動向」です。7 月 11 日に新潟県総務管理部統計課が発表した県内経済の概況（4～6 月）で、「県内経済は、踊り場の様相を呈している。加えて、中国をはじめとする海外経済情勢や為替の動向等に留意する必要がある

る」となっております。

続いて資料No.11、169 ページです。「生計費・労働経済指標」です。新潟市の「平成 27 年職員の給与等に関する報告」の中から抜粋したものになります。

続いて、資料No.12、172 ページは、「都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析」です。これは7月21日に開催された中央最低賃金審議会の「第3回目安に関する小委員会」で配付された資料になります。

(部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、何かご質問はございますか。

また実際の審議の中で、出ましたら、その都度ということをお願いいたします。

本日は県最低賃金専門部会の第1回目ということで、中央最低賃金審議会の目安についても答申という形ではまだ出ておりませんし、情報が伝わってきたのも今朝ほどだということで、まだ十分な検討はできていないかもしれませんが、状況的には、細かい額まではともかくとして、予想される方向であったというところもあるかもしれません。その点を踏まえまして、今日は労使双方の委員から新潟県最低賃金の改正、そして改正にかかりどのように考えているのか、それぞれのお考えをお聞かせいただければと思います。

最初に、労働者側委員からお願いいたします。

(諸橋委員)

よろしく申し上げます。労働者側につきましては、3点について述べさせていただきます。

1点目としましては、先ほど本審の中で少し触れましたけれども、やはりこの最低賃金につきましては地域別最低賃金、憲法第25条、労基法第1条、最賃法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営むことのできる賃金水準に引き上げを目指すべきだと考えております。地域別最低賃金を決定するうえで、最低賃金法第9条第2項では、三原則として地域別最低賃金は地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の支払能力を考慮し決定されるべきと規定しております。その中の1点目の労働者の生計費におきましては、第1回本審の資料No.12の、新潟市長から、新潟市勤労者の最低賃金と生活保護費との整合性の配慮について要請が来ております。生活保護費は健康で文化的な最低限度の生活を保障するものとされております。1日8時間、週40時間一生懸命働く、それでも仕事の対価として得られる賃金は生活保護費を下回る地域が発生しておりま

す。まじめに働く人が報われる、人たるに値する生活を営む賃金水準にすべきだと考えております。

また、生活保護受給者につきましては、医療費や住民税、国民年金や国民健康保険などの支払の免除がされております。昨年も新潟市の生活保護費と最低賃金の乖離解消についてされておりますので、今回もいただきました資料のもと、整合性について検証し、次回、資料として提出したいと考えております。

2点目は、今回の2016春季生活闘争の結果についてでございます。第1回本審の資料No.3にもあるとおり、連合、日本経団連、新潟県労政雇用課、新潟県経営者協会、連合新潟の集約のすべてにおいて、金額、率ともに昨年を下回る水準となっておりますが、連合の2016春季生活闘争の結果につきましては、小幅ではありますが、3年連続での賃上げ、いわゆるベースアップ、底上げを図ってきた結果が得られております。その結果、企業の規模に関わらず、多くの組織上闘争は4月から賃上げが実施されてきている状況でございます。ただ、一方で、労働組合がない未組織の事業所につきましては、労使交渉の機会すらない状況でございます。連合新潟の労働相談におきましても、もう何年も働いているのに賃金は上がらない、今の賃金水準では結婚もできないなど、悲痛な労働相談も寄せられるなど、最低賃金と同程度の賃金しか得られていない低賃金労働者からの相談が多く寄せられております。

現在の新潟県の最低賃金で年間2,000時間働いたとしても、年収で約146万円です。いわゆるワーキングプアといわれる年収200万円以下の低賃金労働者が年々増加し、今では全国1,200万人にも増え、給与取得者の4人に一人の割合となってきております。また、非正規労働者も全雇用労働者の4割にも増加しております。こうした方々の増加により経済的に自立できなくなれば、社会保障に頼らざるをえず、事実、新潟県においても生活保護受給者は年々増加している傾向にございます。このまま生活保護受給者が増え続けると、経済の好循環どころか経済の破綻すら危ぶまれることとなります。今年3月時点での生活保護受給を開始した主な要因につきましては、世帯主の傷病や貯金の減少が半数を占めており、次いで、働きによる収入の減少が要因となっております。働いている賃金によって家族とともに生活を営むことができ、労働力の再生産が不能な社会、そして安心して暮らせる老後にしていかなければなりません。低賃金労働者が将来不安を払拭し、安心して働き、安心して暮らせる水準になるよう、今年の春季生活闘争の結果を組織に反映することも重要だと考えております。

3点目につきましては、雇用戦略対話の合意事項についてでございます。2012年6月に行われました政労使会議におきまして、2020年までに全国平均1,000円、最低でも800円